

京都市中小企業技術者研修規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 40 号

京都市中小企業技術者研修規則の一部を改正する規則

京都市中小企業技術者研修規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(研修の内容等)

第2条 中小企業の技術者に対して市長が実施する研修は、次に掲げるとおりとする。

(1) 伝統産業技術者研修 本市における伝統的な技術による京焼、清水焼、西陣織、京友禅、京漆器、京仏具その他の工芸品の製作に係る産業（以下「伝統産業」という。）に従事する中小企業の技術者の後継者を育成し、及びその能力を開発するための研修

(2) 中小企業技術者研修 前号に掲げるもののほか、中小企業の技術者となる人材を育成し、及びその能力を開発するための研修

2 前項の研修（以下「研修」という。）の定員、科目、時間数及び期間は、別に定める。

第3条を削る。

第4条各号列記以外の部分中「次」の右に「の各号に掲げる研修の区分に応じ、当該各号」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 伝統産業技術者研修 次のいずれにも該当すること。

ア 本市の区域内において伝統産業を営む中小企業の事業主又はその従業員であること。

イ 伝統産業に関する技術的な業務について1年以上の経験を有する者であること。

(2) 中小企業技術者研修 次のいずれにも該当すること。

ア 中小企業の事業主又はその従業員であること。

イ 受講しようとする研修に関する業務について実務経験を有する者であること。

第4条を第3条とし，第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「研修に必要な資料及び原材料に係る費用を考慮して」を「当該研修の実施に必要な費用の範囲内において」に改め，同条第2項本文中「研修日」を「研修の日」に改め，同条を第7条とする。

第9条を第8条とし，第10条を第9条とし，第11条を第10条とする。

第12条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に，「第6条」を「第5条」に改め，「受講の」を削り，同条第1号を次のように改める。

(1) 正当な理由がなくて繰り返し研修に欠席し，又は遅刻したとき。

第12条を第11条とする。

第13条に次のただし書を加える。

ただし，研修の期間が短期であるときその他市長がその必要がないと認めるときは，この限りでない。

第13条を第12条とし，第14条を削り，第15条を第13条とする。

別記様式中「第5条関係」を「第4条関係」に，「第5条の」を「第4条の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成22年10月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市伝統産業技術者研修規則は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、この規則による廃止前の京都市伝統産業技術者研修規則第7条第1項の規定による許可を受けて、研修を現に受けている者は、この規則による改正後の京都市中小企業技術者研修規則第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

(京都市産業技術研究所工業技術センター)